

平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金山町民が居住する住宅等について、山形県内並びに金山町内の施工業者による増改築や補修など一定の条件を満たすリフォーム等工事又は耐震改修を行う者に対し、金山町補助金等の適正化に関する規則(昭和48年金山町規則第1号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、町民の住環境の向上に資するとともに、町内の住宅関連業種を中心とした地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 金山町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃借用のものを除く。）であって、次の各号のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - イ 売買（平成28年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。）
 - ロ 贈与（平成28年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
 - ハ 相続（平成26年4月1日以降に相続したものに限る。）
 - ニ 賃借権（平成28年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 住宅等 住宅、空き家並びにそれらに付属する車庫、物置、門、塀等の建築物、工作物及び建築設備をいう。
- (4) リフォーム等工事 別表1に掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって次条に定める要件に該当するものをいう。
 - イ 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え及び更新（取替え）等を行う工事
 - ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）
- (5) 耐震診断 建築士が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号（以下「告示」という。）に基づく方法）により調査又は診断することをいう。
- (6) 評点0.7 告示において、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」

と定められた住宅の耐震指標をいう。

- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（工事後に評点0.7以上となるものに限る。）であって、次条に定める要件に該当するものをいう。
- (8) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材及び認証された合板をいう。
- (9) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (10) 町内業者 前号の県内業者のうち、金山町内に住所を有する個人事業者又は金山町内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (11) 三世代世帯 世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯であって、平成11年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (12) 移住世帯 平成28年4月1日以降に山形県外から金山町に世帯員全員が住み替えた世帯をいう。
- (13) 近居世帯 平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成11年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たな近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離で2キロメートル以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）になった世帯をいう。（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域にある場合を除く。）
- (14) 新婚世帯 婚姻届を提出した日から1年以内である世帯をいう。
- (15) 子育て世帯 平成11年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。

（補助対象工事等）

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1の金山町住宅リフォーム総合支援事業要件工事基準点算出表（以下「要件工事表」という。）に定める基準点の合計が10点（補助対象となる費用が50万円未満の場合は5点とし、いずれも消費税を除く。）以上になるリフォーム等工事又は耐震改修工事であること。
- (2) リフォーム等工事又は耐震改修工事の施工にあたり、県内業者又は町内業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) 住宅等の外観に関するリフォーム等工事又は耐震改修工事が含まれる場合は、その外観に関する

る部分が金山町の風景と調和した街並み景観条例（昭和61年金山町条例第2号。以下「景観条例」という。）第6条の規定による街並み景観形成基準に適合すると認められたものとするが、街並み景観形成基準に適合しない場合においても、内部のリフォーム工事については山形県分のみの補助対象工事とする。

- 2 前項第1号に基づく点数の計算において、当該点数が長さ、面積及び体積を算定の単位としたものである場合は、その単位に満たない端数を切り捨てて算定した後に合計するとともに、点数の計算において、住宅等を増築又は改築する部分で実施される次の表に掲げる番号の工事内容は、補助対象外とする。

区 分	番 号
部分補強	1-1、1-2、1-4、1-5、1-6
省エネ	2-4、2-6、2-7
バリアフリー	すべて
克雪	5-1、5-2

- 3 補助金の交付の対象となる設備機器、断熱材、建具及び金物は、未使用品に限るものとする。

（補助対象となる費用）

第4条 補助対象となる費用は、前条に規定する補助対象工事等に要する費用とする。ただし、消費税は含まないものとする。

- 2 リフォーム等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費を含めることができる。

- 3 耐震改修工事に要する費用には、前項に定める費用のほか、補強計画に要する費用を含めることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) リフォーム等工事への場合は、リフォーム等工事に要する費用の10分の1の額又は20万円（県産木材を3立方メートル以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成28年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォームを行う場合は30万円）のいずれか低い額とする。ただし、町内業者と請負契約を締結した場合は、5分の1の額又は40万円（県産木材を3立方メートル以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成28年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォ

ームを行う場合は60万円)のいずれか低い額とする。

(2) 耐震改修工事の場合は、耐震改修工事に要する費用の4分の1の額又は40万円のいずれか低い額とする。ただし、町内業者と請負契約を締結した場合は、2分の1の額又は80万円のいずれか低い額とする。

(3) 要件工事表の部分補強を除く4区分の基準点の合計が10点(補助対象となる費用が50万円未満の場合は5点とし、いずれも消費税を除く。)以上となる場合は、耐震改修工事を含む全てのリフォーム等工事に要する費用から耐震改修工事に要する費用を差し引いた額の10分の1の額又は20万円のいずれか低い額を加算するものとする。ただし、町内業者と請負契約を締結したリフォーム等工事の場合は、5分の1の額又は40万円のいずれか低い額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事が三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は子育て世帯により行われるもの(ただし、三世帯世帯については別表1の番号3又は番号6に掲げる工事のみで第3条第1号に規定する点数を満たす場合に限り。)である場合には、同項第1号中「10分の1」を「10分の2」に、「20万円」を「30万円」に、「30万円」を「40万円」に読み替えて適用する。ただし、町内業者と請負契約を締結した場合は、それぞれ「10分の2」を「10分の4」に、「30万円」を「60万円」に、「40万円」を「80万円」に読み替えて適用する。

3 補助金の額の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 当該補助金の交付は、住宅1戸につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、平成29年11月30日までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象となったリフォーム等工事及び耐震改修工事の内容等を変更し、又は廃止しようとするときは、金山町住宅リフォーム総合支援事業変更(廃止)承

認申請書（様式第3号）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、金山町住宅リフォーム総合支援事業変更（廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象となったリフォーム等工事及び耐震改修工事が完了したときは、速やかに金山町住宅リフォーム総合支援事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、平成30年2月末日とする。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、補助金額を確定し、金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金額の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金額の請求）

第11条 前条により補助金額の確定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第12条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- (3) その他、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた場合。

（適用除外等）

第13条 第3条に定める交付対象工事等であっても、ほかに国又は県の補助を受けている場合又は受けようとする場合は、適用されない場合がある。

2 この補助金は、景観条例第11条に基づく助成金との併用はできないものとする。ただし、工事等の時期並びに請負契約等の形態において交付対象工事等及び補助対象となる費用が明らかに異なる場合は、この限りでない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

金山町長 鈴木 洋 殿

住 所

氏 名

㊟

電話番号

金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付申請書

金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金を交付されるよう、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）並びに平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	リフォーム等工事の内容 ()		
2	耐震改修の内容		
3	補助対象となる費用 (消費税を除く)	リフォーム等工事分 金	円
		耐震改修工事分 金	円
4	補助金申請額 (千円未満の端数切捨て)	リフォーム等工事分 金	円
		耐震改修工事分 金	円

添付書類

- (1) リフォーム等工事に関する見積書と計画図（対象工事等部分と要件工事表における要件工事部分が明示されたもので、施工業者の記名、捺印のあるものに限る。）耐震改修の場合は、耐震改修に要する費用の見積書
- (2) 現況写真（住宅の外観及び施工箇所が確認できるものに限る。）
- (3) 金山町住宅リフォーム総合支援事業要件工事基準点算出表
- (4) 住宅の所有者が確認できる書類の写し
- (5) 耐震診断結果の写しと改修工事の計画書（耐震改修の場合に限る。）
- (6) 県産木材「やまがたの木」認定事業者名簿（県産材を要件工事とした場合に限る。）
- (7) 県産木材3㎡以上を使用したリフォーム等の場合は県産木材使用計算書又はこれに代わる様式
- (8) 金山町の風景と調和した街並み景観条例（昭和61年金山町条例第2号）第7条の規定による届出書の写し（町の受理印の確認できるもので、必要な場合に提出する。）
- (9) その他必要と認められる書類

環第 号
平成 年 月 日

殿

金山町長 鈴木 洋 ㊟

金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付の申請があった金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金について、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）並びに平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---------|-----------|---|---|
| 1 交付決定額 | リフォーム等工事分 | 金 | 円 |
| | 耐震改修工事分 | 金 | 円 |

2 交付の条件

金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）並びに平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱による。

平成 年 月 日

金山町長 鈴木 洋 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

金山町住宅リフォーム総合支援事業変更（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付けで交付の決定があった金山町住宅リフォーム総合支援事業の内容を変更（廃止）したいので、承認されるよう金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）並びに平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	リフォーム等工事の内容 ()	
2	耐震工事の内容	
3	補助対象となる費用 (消費税を除く)	リフォーム等工事分 金 円 耐震改修工事分 金 円
4	補助金申請額 (千円未満の端数切捨て)	リフォーム等工事分 金 円 耐震改修工事分 金 円

添付書類

- (1) 変更後のリフォーム等工事に関する見積書と計画図（対象工事等部分と要件工事表における要件工事部分が明示されたもので、施工業者の記名、捺印のあるものに限る。）耐震改修の場合は、変更後の耐震改修に要する費用の見積書
- (2) 変更後の現況写真（住宅の外観及び施工箇所が明確に確認できるものに限る。）
- (3) 変更後の金山町住宅リフォーム総合支援事業要件工事基準点算出表
- (4) 耐震診断結果の写しと変更後の改修工事の計画書（耐震改修の場合に限る。）
- (5) 県産木材「やまがたの木」認定事業者名簿（変更後に県産材を要件工事とした場合に限る。）
- (6) 県産木材3㎡以上を使用したリフォーム等の場合は県産木材使用計算書又はこれに代わる様式
- (7) その他必要と認められる書類

環第 号
平成 年 月 日

殿

金山町長 鈴木 洋 ㊟

金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金変更（廃止）承認書

平成 年 月 日付けで交付の変更（廃止）承認申請があった金山町住宅リフォーム総合支援事業内容の変更（廃止）について、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）並びに平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- | | | | |
|-----------|-----------|---|---|
| 1 変更交付決定額 | リフォーム等工事分 | 金 | 円 |
| | 耐震改修工事分 | 金 | 円 |

2 交付の条件

金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号）並びに平成27年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱による。

平成 年 月 日

金山町長 鈴木 洋 殿

住 所

氏 名

㊟

電話番号

金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け環第 号で交付の決定があった金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金について、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和 48 年金山町規則第 1 号）並びに平成 29 年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1	リフォーム等工事の内容	
2	耐震改修の内容	
3	補助対象となる費用 (消費税を除く)	リフォーム等工事分 金 円 耐震改修工事分 金 円
4	補助金の額 (千円未満の端数切捨て)	リフォーム等工事分 金 円 耐震改修工事分 金 円

添付書類

- (1) リフォーム等工事に関する費用明細書と実績図（対象工事等部分と要件工事表における要件工事部分を明示されたもので、施工業者の記名、捺印のあるものに限る。）
- (2) 完成写真（住宅の外観及び施工箇所が明確に確認できるもので、申請時の現況写真と比較できるものに限る。併せて、耐震改修及びリフォーム等工事の要件工事の部分は、工事中写真を必ず添付すること。）
- (3) 金山町住宅リフォーム総合支援事業要件工事基準点算出表
- (4) 耐震診断結果の写しと改修工事の実績書（耐震改修の場合に限る。）
- (5) リフォーム等工事、耐震工事に関する施工業者との請負契約書の写し
- (6) 請負契約業者の発行する領収書の写し又はこれに代わる書類の写し
- (7) やまがた県産木材利用センターが発行する「やまがたの木」販売管理表の写し（県産材を要件工事として算定した場合に限る。）
- (8) 県産木材 3 m³以上を使用したリフォーム等の場合は県産木材使用計算書又はこれに代わる様式

環第 号
平成 年 月 日

殿

金山町長 鈴木 洋 殿 ㊟

金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金額の確定通知書

平成 年 月 日付け環第 号で交付を決定した金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金について、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第2号）並びに平成29年度金山町住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1	リフォーム等工事の内容	
2	耐震改修の内容	
3	補助対象とした費用 (消費税を除く)	リフォーム等工事分 金 円 耐震改修工事分 金 円
4	確定した補助金の額 (千円未満の端数切捨て)	リフォーム等工事分 金 円 耐震改修工事分 金 円

※振込予定日（平成 年 月 日）

